**宅地建物取引士証再交付申請書**

**１．宅地建物取引士証の再交付**

宅地建物取引士証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合は、｢宅地建物取引士証｣の再交付申請をすれば、再交付を受けることができます。また、従前の宅地建物取引主任者証を宅地建物取引士証へ切替えることもできます。

**２．再交付申請の手続き**

(1) 申 請 場 所

高松市番町4-1-10 県庁東館７階

香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ ℡(087)832－3582（直通）

　(2) 申請手数料　　４，５００円（平成２７年４月現在）

　　　※　香川県発行の県証紙を申請書に貼付してください。

(3) 提出書類等

① 顔 写 真 １枚

申請前６カ月以内に撮影した無帽・正面・上半身・無背景の縦３cm×横2.4cm（顔1.5cm以上）のカラー写真１枚（スピード写真は不可）

② その他

・亡失、滅失の場合は、警察に遺失物の届出をして、その受理番号を記載した紛失届を添付してください。

・汚損、破損の場合は、｢当該宅地建物取引士証｣を添付

・宅地建物取引士証への切り替えの場合は、従前の「当該宅地建物取引主任者証」を添付

(4) その他

再交付後、亡失した宅地建物取引士証を発見したときは、香川県知事に返納してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 |  | | ﾁｪｯｸ |
| 申  請  内  容 | 登録内容との確認（□氏　名、　□住　所、　□生年月日） | | □ |
| 申請者住所と下記欄の住所の一致 | | □ |
| 再交付理由の記述の有無 | | □ |
| 添  付  書  類 | 顔写真（宅地建物取引士証用１枚） | | □ |
| □亡失・滅失 | 紛失届（遺失物受理番号が記載されているか。） | □ |
| □汚損・破損 | 現在交付されている「宅地建物取引士証」 | □ |
| □その他※ | 現在交付されている「宅地建物取引主任者証」 | □ |

※宅地建物取引士証への切り替え

（記 入 例）

**様式第七号の五**（第十四条の十五関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（A４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | ７ | ０ |

**宅地建物取引士証**

証　　　 紙　 　　欄

（消印してはならない）

**再交付申請書**

令和　２年 ４月 １日

香 川 県 知 事 殿

宅地建物取引士証を交付している知事あて

郵便番号　（７６０―００１８）

申請者 住 所 香川県高松市天神前６－１

氏 名 香川 太郎

電話番号 （０８７）８６２ －７３６２

＊

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受 付 番 号 | | | | | |  | 受 付 年 月 日 | | | | | | | | 申請時の登録番号 | | | | | | | | | | | | |
|  | |  |  |  |  |  |  | ＊ | |  |  |  |  |  |  |  | ３ | ７ | ― | ０ | ０ | ８ | ５ | ０ | １ | ― |  |
| 受 講 年 月 日  ＊ | | | | | | | | |
|  | |  |  |  |  |  |  |

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住 所 | 香川県高松市天神前６－１  宅地建物取引士証への切り替え交付の場合は、「５．その他の事由」に○印を付けること |
| （ フ リ ガ ナ ）  氏 名 | カガワ タロウ  香川 太郎 |
| 生 年 月 日 | 昭和３０ 年 ９ 月 １ 日 |
| 再交付を申請する理由 | １．亡失　 　 ２．滅失　 　３．汚損 　 　４．破損　 　 ５．その他の事由 |
| 通勤途中で紛失。 |

確認欄

＊

具体的内容を簡潔に記入